

こくりつけんきゅうかいほつほうじんかいようけんきゅうかいほつきこう
国立研究開発法人海洋研究開発機構における
しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん かんするきてい あん いけんぼしゅう
障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（案）の意見募集について

へいせい ねん がつ にち
平成28年2月19日

こくりつけんきゅうかいほつほうじんかいようけんきゅうかいほつきこう
国立研究開発法人海洋研究開発機構

いけんぼしゅう もくてき
1. 意見募集の目的

しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう へいせい
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の平成28
ねん がつ にち ねん 4月1日からの施行にあたり、どくりつぎょうせいほうじんとう しょうがい りゆう きべつ かいしょう
の推進のための対応要領を同法第9条第1項に基づき定めるものとされています。これを
ふ こくりつけんきゅうかいほつほうじんかいようけんきゅうかいほつきこう やくしよくいん てきせつ たいおう きてい あん
踏まえ、国立研究開発法人海洋研究開発機構の役職員が適切に対応するための規程（案）
をさくせい
を作成しました。

つきましては、きてい あん きだ うえ さんこう
つきましては、規程（案）を定める上で参考とするため、次の通り意見を募集致します。

いけんぼしゅう たいしょう
2. 意見募集の対象

しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん かんするきてい あん
障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（案）

「しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん かんするほうりつ かかるりゆういじこうまにゅある あん
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に係る留意事項マニュアル（案）

いけんぼしゅうきかん
3. 意見募集期間

へいせい ねん がつ にち きん へいせい ねん がつ にち きん
平成28年2月19日（金）～平成28年3月11日（金）

いけんていしゅつほうほう
4. 意見提出方法

いけんていしゅつようし にほんご きにゅう うえ い か ほうほう ていしゅつ
意見提出用紙に日本語でご記入の上、以下の（1）～（3）のいずれかの方法でご提出
くだ しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん かんするほうりつ かかるりゆういじこうまにゅある あん
下さい。なお、お電話でのご意見はお受け致しかねますので、あらかじめごりょうしょうくだ
了承下さい。

でんし
(1) 電子メール

いけんていしゅつようし てんぷ おく くだ
意見提出用紙を添付してお送り下さい。

メールアドレス：disclosure[at]jamstec.go.jp

[at]を@へご変換してお送りください。

ゆうそう
(2) 郵送

いけんていしゅつようし い かじゅうしょあて おく くだ しめきりびけしんゆうこう
意見提出用紙を以下住所宛にお送り下さい（締切日消印有効）。

じゅうしょ かながわけんよこすかしなつしまちょう ばんち
住所：〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町2番地15

あてさき かいようけんきゅうかいほつきこうそうむぶそうむか しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん
宛先：海洋研究開発機構総務部総務課 「障害を理由とする差別の解消の推進に
かん ほうりつ たんとく
関する法律」担当

(3) FAX

ばんごう
FAX番号：046-867-9025

あてさき かいようけんきゅうかいほつきこう そうむぶそうむか しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん
宛先：海洋研究開発機構総務部総務課 「障害を理由とする差別の解消の推進に
かん ほうりつ たんとう
関する法律」担当

5. 留意事項

- (1) ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承願います。
- (2) ご意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。

※なお、氏名、住所、電話番号については、ご意見の内容に不明な点があった場合
の連絡以外の用途では使用しません。

6. 問い合わせ先

こくりつけんきゅうかいほつじんかいようけんきゅうかいほつきこう そうむぶそうむか
国立研究開発法人海洋研究開発機構 総務部総務課
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」担当

Tel:046-867-9039

E-mail: disclosure[at]jamstec.go.jp (※[at]は@に置き換えてください。)